



神奈川県 消防設備会報

第35号 平成28年8月



寒川神社本殿

— 消防設備会報（第35号 平成28年8月）目次 —

理事長のあいさつ 西津英二	1
表彰の栄誉に輝いた方々	2
特報1 優良点検事業所認定制度がスタート！	3
特報2 最低制限価格制度の拡大について！	4
特報3 清水廣司氏が黄綬褒章を受章！	6
 寄稿・消防機関から 違反対象物に係る公表制度について 藤沢市消防局 査察指導課長 西山茂 7	
平成28年度第1回理事会・評議員会の概要	9
平成27年度事業の実施結果概要	9
役員の改選等	15
平成28年度事業の概要	17
平成27年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）	20
 寄稿 点検推進指導員の立会いを受けて 社会福祉法人三神会 特別養護老人ホーム フレンド神木 事務長 渡辺良雄 22	
点検済表示制度の推進キャンペーン	23
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	24
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	25
平成28年1月以降の主な通知等	29
(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧	30
協会からのお知らせ	31

表紙:寒川神社本殿

寒川神社（神奈川県高座郡寒川町）は、相模国一之宮と称され、約千五百年余の歴史を有する神社です。朝廷をはじめ、源頼朝や武田信玄などの武将、そして民間と、幅広く信仰を受けてきました。関八州の裏鬼門に位置し、古くより八方除の守護神として信仰されています。八方除祈願とは、一切の災厄を祓い除き、明朗快活な日々を送り、家内安全、福德円満、商売繁盛を招かれるよう祈願するものです。（寒川神社 HPより）

当協会では、寒川町（寒川総合体育館）でも甲種防火管理新規講習を実施します。（平成28年9月6日（火）・7日（水）実施予定）



理事長のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理 事 長 西 津 英 二

当協会の業務運営等につきましては、会員の皆様を始め、行政機関や関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、平成25年4月に財団法人から一般財団法人へと移行して丸3年が経過いたしました。今年の5月に行われた「理事会」と「評議員会」においても、事業報告や決算報告をご承認いただき、事業運営も安定してきたのではないかと思っております。

今年度も早4ヶ月以上が経過いたしましたが、理事及び評議員の皆様と一緒に事業運営に加え、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県からの受託事業などを着実に実施し、消防用設備等の適正化の推進、向上を図ってまいります。

今年度の新たな事業展開といたしましては、「優良点検事業所認定制度」をスタートさせたことです。この制度は、平成21年度から実施しております「消防用設備等の点検立会い制度」（消防用設備等の点検に点検推進指導員を派遣し、業務に立会うことで、県民の皆様の安心、安全を支援します。）を拡充、発展させたものです。

具体的には、点検事業者である表示登録会員からの申請に基づき、地区別点検推進指導員が点検に立会って確認した内容を、新設した「認定等委員会」で審査し、その結果が良ければ当協会が優良点検事業所として点検事業者を認定するものであります。

認定されれば協会のホームページに点検事業者名を掲載するとともに、点検事業者には「認定証」と「金ラベル証」を交付し、防火対象物には優良点検確認防火対象物としての「表示プレート」を貸与することとしております。この制度のスタートに併せて、当協会のホームページもリニューアルいたしました。

また、昨年度から神奈川県の消防施設保守管理業務委託に最低制限価格制度が適用されておりまることは、すでにご承知のことと思いますが、この発展系として、自民党への「平成29年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」と当協会独自で要望しております。

そして、最後になりますが、このたびおめでたいことがございました。当協会の評議員のお一人であります株式会社清水商工代表取締役の清水廣司様が平成28年春の「黄綬褒章」を受章されました。

消防関係の黄綬褒章は、永年にわたり消防機器の研究開発、製造販売業務、消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与した方に授与されるものです。去る5月17日には、土屋正忠総務副大臣からの褒章の伝達と天皇陛下の拝謁を賜り、労いのお言葉を賜ったとのことでございます。皆様とともに祝い申し上げたいと思います。

今後とも、当協会は会員の皆様、県民の皆様に対してより一層お役に立てるよう全力を尽くす所存でございますので、引き続きご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

表彰の栄誉に輝いた方々

第15回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、平成28年3月17日には「第15回理事長表彰」を行いました。表彰基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

○ 表彰式日時 平成28年3月17日（木）11時30分から13時30分

○ 場 所 ホテルメルパルク横浜

○ 受 賞 者（敬称略、五十音順）

・石田 邦男（有限会社足柄防災	代表取締役）
・大井 博文（株式会社大井電業社	代表取締役）
・岡 利光（株式会社栄光セフロ	代表取締役）
・座間 登（東邦電業株式会社	代表取締役）
・田中 親（高橋防災株式会社	代表取締役）
・鶴若 行夫（株式会社鶴若防災	代表取締役）
・中澤 賢一（有限会社時田防災	代表取締役）
・野村 明弘（株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長）
・平山 光俊（平山防災設備株式会社	代表取締役）
・相鉄企業株式会社（代表取締役 佐武 宏）	



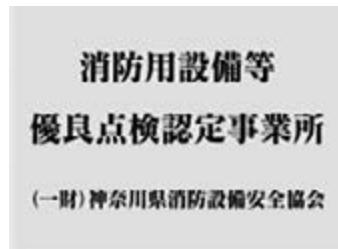
**特報
1**

優良点検事業所認定制度がスタート！

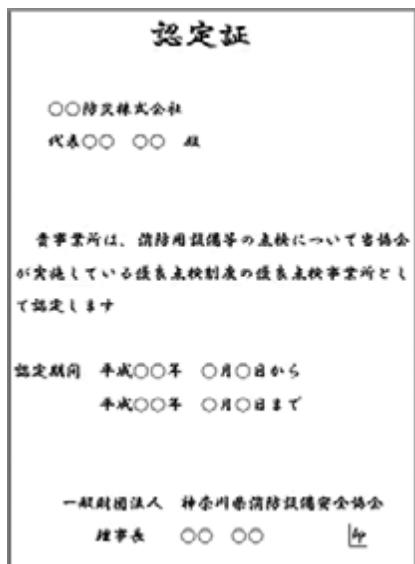
(平成28年4月から)

- 優良点検事業所認定制度とは、消防用設備等の点検業務を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検事業所として認定する当協会独自の制度です。
- 優良点検事業所の手続きは、認定申請書により当協会に申請すると、予定する防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員の立会調査が実施されます。
- 立会調査は、地区別点検推進指導員が点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。
- 当協会では、別に組織する「認定等委員会」での審議結果により、優良点検認定事業所としての認定又は不認定を決定します。
- 優良点検認定事業所として認定されると、
 - ①当協会ホームページに優良点検認定事業所として事業所名等が掲載されます。
 - ②点検事業所には「認定書」、立会調査を行った防火対象物には「消防用設備等優良点検確認防火対象物」の表示プレートが貸与されます。
 - ③優良点検事業所には「金ラベル証」を配布します。
 ※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。
 これらはすべて無償で行います。

金ラベル証



認定証



表示プレート



特報
2

最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設へ拡大するよう要望しました！

自民党への「平成29年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を提出しました。

要望の詳細としては、以下のとおりです。

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。

神奈川県における最低制限価格の適用については、次のとおりです。

平成27年2月26日会計局

最低制限価格制度 の適用について

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、新たに、営業種目「消防施設保守管理」「電気通信設備保守管理」「エレベーター保守管理」「汚水処理施設等保守管理」のうち、人件費が大半を占めると認められる業務に係る入札を対象に、最低制限価格制度を適用します。

1 概要

- (1) 最低制限価格制度が適用される入札案件については、入札公告・入札説明書等でその旨を明示します。

記載例：「本入札には地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けます。」

- (2) 平成27年4月契約案件（平成27年2月から3月に行う入札を含む）から適用します。

- (3) 「庁舎等建物清掃」「警備・受付」「建物設備保守管理」「総合建物管理」については、既に最低制限価格制度が適用になっています。

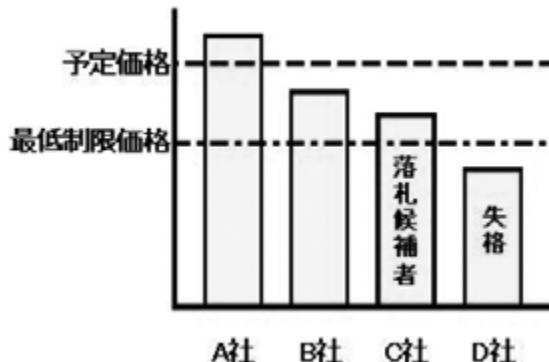
なお、「建物設備保守管理」「総合建物管理」業務のうち、消防施設保守管理等に類する「施設等の保守管理」で、人件費が大半を占めると認められる業務についても最低制限価格制度を適用します。

2 最低制限価格率

予定価格の 80%

3 最低制限価格未満の入札

最低制限価格未満の価格の入札（D社）は失格となります。失格となった方は、再入札となった場合でも入札に参加できません。



○なお、最低制限価格制度の適用の有無にかかわらず、入札公告、入札説明書等に記載の入札参加資格要件を確認するため、開札後に落札決定を保留し、落札候補者（C社）を対象に審査を行います。

落札候補者（C社）には、発注者が指定した日時までに、必要書類等を送付していただきます。

審査の結果、要件を満たしていることが確認できないときは、その入札を無効とし、順次、価格の低い入札者（B社）を落札候補者とし、同様に審査をします。

落札者決定通知は、落札者が決定した後に行います。

問い合わせ先

神奈川県会計局調達課 資格審査グループ 045-210-6721

特報
3

清水廣司氏が黄綬褒章を受章！



○当協会の評議員である清水廣司氏（73歳、横浜市都筑区、（株）清水商工代表取締役）が平成28年春の黄綬褒章を受章されました。

○去る5月17日（火）午前11時30分からスクワール麹町（東京都千代田区）において、平成28年春の黄綬褒章伝達式が開催され、土屋正忠総務副大臣から褒章が授与され、その後、午後3時30分からは皇居に参内し、天皇陛下の拝謁を賜り、労いのお言葉を賜りました。

○消防関係の黄綬褒章は、永年にわたり消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与した者に授与されるもので、日本消防設備安全センターの上申、総務省消防庁からの推薦によって褒章の受章が決定するものです。

○清水廣司氏は、昭和45年に地元横浜市緑区（現在の都筑区）において有限会社清水商工（現株式会社清水商工）を設立して代表取締役に就任し、爾来45年以上の長きにわたり強い責任感と指導力、統率力をもって社員の育成・指導にあたり、適正な業務の遂行を通じて営業収入の増加と会社の規模拡大を図り、同社を横浜市内でも有数の総合消防防災企業に発展させました。また、当協会においては、発足以来の会員企業として協会事業に積極的に協力するとともに、平成9年5月からは評議員に就任し、今日まで協会事業の発展に多大な貢献をいただいております。

○これらの功労に対し、これまで平成7年10月に日本消防設備安全センター理事長表彰、平成24年11月には消防庁長官表彰（消防設備保守関係功労者）を受賞されています。

○当協会の関係者が黄綬褒章を受章するという名誉、朗報に接し、協会会員の皆様とともに祝い申し上げたいと思います。
誠におめでとうございます。



消防機関から

違反対象物に係る公表制度について

藤沢市消防局

査察指導課長 西 山 茂

はじめに

違反対象物に係る公表制度については以前にも紹介がありましたが、政令指定都市以外で実施している消防本部はまだ少なく、制度自体の認知度が低いのが現状です。

当市におきましては、条例改正を行い平成28年4月1日から制度の運用を開始しましたので、この公表制度について触れてみたいと思います。この制度の実施時期等については各消防本部によってある程度の裁量が認められており、対応についても異なる部分があるため、皆様には、ここでさらにご理解いただければと思います。

1 違反対象物に係る公表制度とその推進

近年発生した多数の人的被害を伴う火災では、消防法令等に関する違反が数多く存在していることが認められているところです。

消防法令等に関する重大な違反のある建物については、消防機関が従前から行っている「命令に伴う公示」により建物利用者がその危険性を認識できますが、公示するに至るまでには一定の時間を要します。

そのため、利用者が自ら建物の危険性に関する情報を入手して利用の判断ができ、また、利用者が選択を通じて防火安全に対する認識を高め、更には、建物の関係者による防火安全体制の確立を促していくことにつながるものとして、この制度は開始されました。

総務省消防庁では、都市部における建物の利用者数等による火災危険性に鑑み、まず政令指定都市の消防本部を中心としてこの制度を実施してきました。現在、その状況を踏まえ、全国の消防本部が実施するよう推進されてきており、平成28年7月現在、県内では6市で実施されております。

2 藤沢市の取組み状況

公表の対象となるのは、劇場、映画館、遊技場、飲食店、物販店舗、ホテル、病院、社会福祉施設等不特定多数の者が利用する建物で、消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について設置義務があるにもかかわらず、立入検査の結果、当該設備を構成する機器等が一切設置されていない違反が認められ、通知後一定期間経過後においても同一の違反が確認されたものとなります。

当市では、制度の運用開始に合わせ、その定着化を図るため、市民に対しては、市ホームページへの掲載、広報紙など様々な媒体を活用した広報のほか、多くの市民が集まるイベント等の機会を捉え広報活動を実施しております。また、防火対象物の関係者には、立入検査の際にリーフレットを配布しながら制度の説明をするとともに、用途変更などの際の注意点を指摘し未然に違反を防ぐ対策を講じております。

前述のとおり、当市では平成28年4月1日から制度を開始しておりますが、平成28年7月現在では、本制度の対象となる建物はありません。対象となった建物については、消防法令又はこれに基づく命令に対する違反が是正されたことを確認できるまでの間、当市のホームページへの掲載を行うことで公表し、また、その際には、当該建物関係者にその旨を通知することになります。公表の内容は消防法令等に違反している建物の名称及び所在地、違反の内容、その他消防長が必要と認める事項としています。

(URL : <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/sasatu/ihanntaisyoubtu.html>)

3 違反対象物への命令による公表

前述のとおり、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違反対象物に対する命令内容の公示が義務づけられています。

当市では、市役所掲示場並びに消防局及び消防署の掲示板への掲示と共に、ホームページに掲載し、建物利用者に情報提供しております。

4 消防庁ホームページでの運用について

本制度については、平成28年4月1日から消防庁のホームページでも運用を開始しています。公表制度に係る全国の各消防本部のホームページ（リンク集）が表示され、実施状況や実施時期、ホームページのURLなどを確認することができます。

(URL : <http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>)

おわりに

消防法令上様々な制度がありますが、どんなに素晴らしい制度でも、効果的な運用がされていなければ意味がありません。違反是正については、国も違反是正の推進に係る弁護士相談事業やアドバイザー制度及び実務研修の実施など、様々な手法で推進しており、各消防本部もそれに合わせた予防行政を実施するべく変革してきています。

当市においても同様に、違反是正に力を入れているところであり、本制度につきましても適切に運用し、利用者に情報提供していきたいと考えております。また、建物ごとに様々な状況があるかとは思いますが、公表の対象となり得る建物関係者には、火災の危険性や法令違反の重大性を認識し、公表前には是正されるよう、適切な指導を実施してまいりたいと考えております。

ひとえに利用者の安全・安心のために邁進していく所存ですので、皆様方には、今後ともご協力の程、よろしくお願ひいたします。

平成28年度第1回理事会・評議員会の概要

平成28年度第1回の理事会を平成28年5月12日（木）シルクセンター地下大会議室において、また、平成28年度第1回評議員会を5月27日（金）に同じくシルクセンター地下大会議室で、それぞれ開催しました。

当日は、次の議案についてご審議いただき、すべてが承認されました。

- ・第1号議案 平成27年度事業報告について
- ・第2号議案 平成27年度決算について
- ・第3号議案 役員の改選等について

平成27年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	6/ 9～6/11	12/ 9～12/11	3/ 2～3/ 4	366	353
2種	6/16～6/18	12/16～12/18	3/ 9～3/11	325	308
計				691	661

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	4/14・4/21	7/14・7/16	1/14・1/26	696	671
2種	4/15・4/22	7/15・7/17	1/15・1/27	712	688
計				1,408	1,359

神奈川県 消防設備会報

(3) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/9・10/21・11/11・11/17	488	479
警報設備	10/7・10/16・10/23・11/12・11/18	962	951
避難設備・消火器	10/8・10/13・10/22・11/13・11/20	712	701
計		2,162	2,131

(4) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 154名 (12/3・12/4)

(5) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	4/27・28、5/26・27、6/4・5、 7/9・10、 7/23・24、8/6・7、8/27・28、 9/9・10、 9/17・18、11/25・26、12/21・22、 H28年1/21・22、1/28・29、2/4・5、 2/25・26、3/24・25	1,559	1,466
甲種防火管理 再講習	6/4、7/9、 H28年3/24（午前・午後の2回）	176	169
乙種防火管理 新規講習	12/21	71	65
防火・防災管理 新規講習（併催）	5/21・22、10/29・30	156	149
防火・防災管理 再講習（併催）	10/29	19	17
防災管理 再講習	H28年2/25	19	18
計	25回	2,000	1,884

神奈川県 消防設備会報

(6) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び機能・構造に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	日 時	申請者	受講者
4類	7/29・7/30	12	12
6類	7/29・7/31	36	34
計		48	46

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する者を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研修日	協 力 事 業 所	申請者数	受講者数
		会 場		
自火報点検	9/4	ニッタン株式会社	46	43
		かながわ労働プラザ		
消防器実技	9/11	モリタ宮田工業株式会社	24	19
		(同上) 研修室及び実験棟		
計			70	62

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、隨時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行いました。

- ・会報 各650部
- ・FAXニュース 年 8回

(2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の35名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議を行っています。

開催年月日：平成27年7月22日、平成28年2月23日

神奈川県 消防設備会報

平成27年度は、優良点検事業所及び当該点検に係る防火対象物の認定制度を推進するため、小委員会及び調整検討委員会においての検討結果を踏まえ、それらのスキームや運用を決定しました。その結果、平成28年度から優良点検事業所認定制度導入の運びとなりました。

消防用設備等点検済表示管理委員会小委員会は、次の8名で構成されています。

清水廣司委員（小委員会委員長）

石田 正委員 竹洞 勉委員 木内 忠委員 工藤 修委員
一宮 英雄委員 山田 恵介委員 溝呂木義人委員

また、調整検討委員会において点検推進指導員から付託された事項を審議しました。

消防用設備等点検済表示管理委員会調整検討委員会は、次の7名で構成されています。

小関 正男委員 落合 俊雄委員 西山 茂委員
前田 純一委員 菅野 光男委員 小堺 宗二委員
関 文男委員

イ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

平成27年度の交付実績 957,940枚

ウ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 52施設（うち小中学校14施設、介護施設25施設）

教育委員会からの依頼をうけ、学校での保守点検時の立会を実施するとともに、介護施設等の新規開拓を行いました。

エ 表示登録会員等研修会

回数	開催年月日	場 所	出席者数	実施内容
第1回	平成27年 6月24日	大和商工会議所 会議室	10名	・ダンパーを利用した作業手順の確認等について
第2回	平成27年 8月5日	神奈川県社会福祉会館 会議室	34名	・神奈川県消防設備安全協会の最近の動向について ・スタンドパイプ式初期消火器具の取扱説明と注意点
計			44名	

オ その他普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿

③ 「かながわ防災フェア2015」への参加

神奈川県主催の「かながわ防災フェア2015」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災機材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行いました。

平成27年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、事業のPRと参加者募集に尽力しました。

・かながわ防災フェア2015

日 時 平成27年9月20日（日）

場 所 神奈川県総合防災センター

参加者数 2,325人（26年度 2,102人）



④ 「かながわ消防フェア2015」への参加

神奈川県主催の「かながわ消防フェア2015」に参加しました。

・かながわ消防フェア2015

日 時 平成27年10月31日（土）

場 所 横浜市中区山下公園

参加者数 10,999人

3 県民等への便宜等の提供

(1) 刊行物販売事業

（一財）日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行いました。

(2) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度に係る『防火基準点検済証』(54件)、『防火優良認定証』(46件)、『防災基準点検済証』(1件)、『防災優良認定証』(2件)、『防火・防災基準点検済証』(4件)、『防火・防災優良認定証』(5件)の頒布斡旋を行いました。

4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会

平成27年5月14日（木）、平成28年3月17日（木）

イ 評議員会

平成27年5月29日（金）

ウ 評議員選定委員会

平成27年7月15日（水）

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県消防課との関係

- ・平成27年度神奈川県消防設備士法定講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

イ 県内消防機関との関係

- ・消防防災業務に係る打合せ会（第1回）

開催年月日 平成27年7月22日（水）

場 所 シルクセンター地下会議室

参 加 者 29名

実施内容1 「横浜市民防災センター再整備事業について」

講 師 横浜市消防局査察課長

実施内容2 「川崎市簡易宿泊所火災について」

講 師 川崎市消防局査察課長

ウ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

エ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。

オ その他の関係機関との関係

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

～役員の改選等～

平成28年度第1回の理事会、評議員会において、役員の改選及び人事異動等に伴う理事及び評議員の選任が行われました。7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成28年7月末現在 業種別 理事・監事 敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社)神奈川県電業協会 株式会社共榮社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事・空 調	佐々木 靖 太	神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	遠 藤 卓 戯	ニッタン株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	田 中 幸 男	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役社長
〃	〃	関 口 浩	ホーチキ株式会社横浜支店	執行役員支店長
〃	〃	坂 上 修	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 代表取締役
〃	〃	伊 藤 隆 夫	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
〃	電 气 設 備	十八日 義 雄	(一社)神奈川県電業協会 トヨオカ電気株式会社	(前)副会長 代表取締役社長
〃	〃	青 博 孝	神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社	理事長 代表取締役
〃	管 工 事・空 調	丸 山 晴 雄	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社丸伸工業所	理事 代表取締役
〃	公 社・協 会	畠 野 耕 逸	(一社)神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	南 部 浩 一	(公財)川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	溝呂木 義 人	(一財)神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防炎工業	専務理事 代表取締役
〃	電 气 設 備	座喜味 正 裕	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(平成28年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

区分	氏名	所属・会社名	所属役職
消防機関	松田康博	横浜市消防局(消防長会横浜地区長)	予防部長
〃	原悟志	川崎市消防局(消防長会川崎地区長)	予防部長
〃	鈴木伸一	相模原市消防局(消防長会相模原地区長)	参事兼予防課長
〃	高木守	鎌倉市消防本部(消防長会三浦半島地区長)	予防課長
〃	牛窪誠一郎	茅ヶ崎市消防本部(消防長会湘南地区長)	予防課長
〃	小池和宏	小田原市消防本部(消防長会県西地区長)	予防課長
〃	諸星和実	秦野市消防本部(消防長会県央地区長)	参事兼予防課長
消防用設備・機器	一宮英雄	相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	理事長 代表取締役
〃	木内忠	横浜市防災機器販売協同組合 共栄防災設備株式会社	理事長 代表取締役
〃	山田恵介	川崎市消防設備協同組合 神奈川防災株式会社	理事長 代表取締役
〃	清水廣司	株式会社清水商工	代表取締役
〃	武富卓男	清新防災株式会社	代表取締役
〃	野村明弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電気設備	山村信幸	神奈川県電気工事工業組合 株式会社美濃屋山村電気	副理事長 代表取締役
〃	松田茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役社長
管工事・空調	永井康敏	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	安部博幸	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	栗田敏彦	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	会長
〃	細谷享市	一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 所長代理
〃	倉田雅史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナス	副会長 代表取締役社長
関連団体	石井忠	公益社団法人横浜市防火防災協会	会長
〃	八木繁雄	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	安田正命	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	牛尾修一	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

平成28年度事業の概要

平成28年3月17日（木）の「平成27年度第2回理事会」において承認された平成28年度事業の概要をお知らせいたします。

◎ 各種講習事業

平成28年度の講習事業については、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

講習名	時期	規模	場所	概要
消防設備点検資格者講習	6月 12月 3月	630人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種の資格付与講習
消防設備点検資格者再講習	4月 7月 2月	1,400人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士法定講習	10～ 11月	全類 1,800人	かながわ労働プラザ他	県知事から受託 免状取得後最初の4月1日から2年以内の講習 講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士受験準備講習	7月	4類、6類 40人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習
蓄電池設備整備資格者講習	12月	130人	神奈川県電気工事会館	(一社)電池工業会から受託 蓄電池設備整備資格付与のための講習
防火・防災管理講習	年間	2,600人	ヴエルクよこすか他	(一財)日本防火・防災協会から受託 甲種防火管理者の資格付与及び再講習 防災管理者の資格付与講習
消防設備関係実務研修会	9月	100人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の自動火災報知機設備の実務研修
消防設備関係実技研修会	9月	25人	モリタ宮田工業（株）	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の消火器の実技研修

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法令の改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

(3) FAX ニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達等
- ・隨時（年8回程度）発行
- ・会員対象

(4) ホームページでの情報提供 <<http://www.02-ksk.or.jp>>

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象

(5) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配布、消防機関を通じて配布、各種行事で配布
- ・県民、防火対象物関係者対象

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

(1) 神奈川県安全防災局安全防災部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めています。
- ・県下消防機関に対し、普及啓発資料等について情報交換を行います。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、第16回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

平成27年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(平成27年9月6日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	29	24	5	82.8%	5	19	20.8%
	第1類	196	133	63	67.9%	38	95	28.6%
	第2類	78	57	21	73.1%	22	35	38.6%
	第3類	91	71	20	78.0%	25	46	35.2%
	第4類	304	231	73	76.0%	93	138	40.3%
	第5類	62	43	19	69.4%	20	23	46.5%
	小計	760	559	201	73.6%	203	356	36.3%
乙種	第1類	51	41	10	80.4%	11	30	26.8%
	第2類	15	12	3	80.0%	7	5	58.3%
	第3類	23	14	9	60.9%	8	6	57.1%
	第4類	300	238	62	79.3%	61	177	25.6%
	第5類	18	16	2	88.9%	7	9	43.8%
	第6類	418	325	93	77.8%	115	210	35.4%
	第7類	88	75	13	85.2%	50	25	66.7%
	小計	913	721	192	79.0%	259	462	35.9%
合計		1,673	1,280	393	76.5%	462	818	36.1%

第2回

(平成28年3月6日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	38	33	5	86.8%	4	29	12.1%
	第1類	287	200	87	69.7%	56	144	28.0%
	第2類	96	71	25	74.0%	13	58	18.3%
	第3類	76	65	11	85.5%	23	42	35.4%
	第4類	425	299	126	70.4%	102	197	34.1%
	第5類	61	49	12	80.3%	18	31	36.7%
	小計	983	717	266	72.9%	216	501	30.1%
乙種	第1類	75	57	18	76.0%	15	42	26.3%
	第2類	16	12	4	75.0%	5	7	41.7%
	第3類	27	21	6	77.8%	6	15	28.6%
	第4類	416	322	94	77.4%	109	213	33.9%
	第5類	26	20	6	76.9%	14	6	70.0%
	第6類	425	337	88	79.3%	191	146	56.7%
	第7類	166	144	22	86.7%	106	38	73.6%
	小計	1,151	913	238	79.3%	446	467	48.8%
合計		2,134	1,630	504	76.4%	662	968	40.6%

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成27年5月24日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	401	367	34	91.5%	130	237	35.4%
乙	第1類	110	106	4	96.4%	82	24	77.4%
	第2類	100	95	5	95.0%	72	23	75.8%
	第3類	137	127	10	92.7%	100	27	78.7%
	第4類	1,419	1,219	200	85.9%	551	668	45.2%
	第5類	118	113	5	95.8%	83	30	73.5%
	第6類	115	108	7	93.9%	85	23	78.7%
	小計	1,999	1,768	231	88.4%	973	795	55.0%
丙	種	58	52	6	89.7%	44	8	84.6%
合	計	2,458	2,187	271	89.0%	1,147	1,040	52.4%

第2回

(平成27年8月9日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	421	362	59	86.0%	100	262	27.6%
乙	第1類	85	81	4	95.3%	52	29	64.2%
	第2類	89	86	3	96.6%	54	32	62.8%
	第3類	141	133	8	94.3%	99	34	74.4%
	第4類	1,666	1,435	231	86.1%	523	912	36.4%
	第5類	136	131	5	96.3%	92	39	70.2%
	第6類	128	122	6	95.3%	84	38	68.9%
	小計	2,245	1,988	257	88.6%	904	1,084	45.5%
丙	種	102	92	10	90.2%	58	34	63.0%
合	計	2,768	2,442	326	88.2%	1,062	1,380	43.5%

第3回

(平成27年11月1日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	485	414	71	85.4%	149	265	36.0%
乙	第1類	90	89	1	98.9%	76	13	85.4%
	第2類	102	91	11	89.2%	59	32	64.8%
	第3類	126	120	6	95.2%	94	26	78.3%
	第4類	1,652	1,426	226	86.3%	463	963	32.5%
	第5類	124	118	6	95.2%	95	23	80.5%
	第6類	105	102	3	97.1%	81	21	79.4%
	小計	2,199	1,946	253	88.5%	868	1,078	44.6%
丙	種	94	83	11	88.3%	55	28	66.3%
合	計	2,778	2,443	335	87.9%	1,072	1,371	43.9%

第4回

(平成28年2月14日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	590	515	75	87.3%	206	309	40.0%
乙	第1類	98	92	6	93.9%	74	18	80.4%
	第2類	91	84	7	92.3%	55	29	65.5%
	第3類	152	139	13	91.4%	100	39	71.9%
	第4類	1,648	1,402	246	85.1%	491	911	35.0%
	第5類	146	138	8	94.5%	116	22	84.1%
	第6類	121	114	7	94.2%	90	24	78.9%
	小計	2,256	1,969	287	87.3%	926	1,043	47.0%
丙	種	60	54	6	90.0%	38	16	70.4%
合	計	2,906	2,538	368	87.3%	1,170	1,368	46.1%

点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 三神会

特別養護老人ホーム フレンド神木

事務長 渡辺 良雄

社会福祉法人三神会は、平成18年4月に川崎市で初めて、全室個室でかつユニットケア形式採用の特別養護老人ホームフレンド神木（特別養護老人ホーム100室、短期入居生活介護20室）を、県立東高根森林公园近くの宮前区神木本町に設立いたしました。また平成26年5月には本館と同様のフレンド神木二番館（特別養護老人ホーム29室、短期入居生活介護13室）を近所に開設したところです。毎年5月はつつじの等覚院やバラの生田緑地、6月はあじさいの妙楽寺など入居者の皆様にお楽しみいただいています。



経営理念は「明るい笑顔とやさしい心で、利用者の意思や人格を尊重しながら、地域との連携や交流に努め、快適で安全に暮らせるフレンドリーな施設づくりを目指します」であり目標達成に向け日々取組んでおります。

入居者の安全確保につきましては事故発生防止委員会を中心に取組んでおり、また防火防災については、防火管理委員会にて議論して訓練などを企画、実施しています。フレンド神木は開設以来消防OBの方々に夜間警備をお願いしてきたこともあり、施設職員の防災意識も高く、年数回の消防訓練には夜間警備員全員の協力を得ながら実施して参りました。特に夜間の火災は少人数で対応しなければならず、消防署による夜間検証には力を入れております。

消防用設備の点検につきましては業界大手のH社に年2回お願いしてきましたが、本年3月の法定点検には県消防設備安全協会より立会いの申し入れをいただき、専門家の目で確認をいただければと快諾した次第です。

結果は特に問題はなく安心いたしましたが、これからも時々活用させていただきたいと思っております。

—点検済表示制度の推進キャンペーン—

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成27年度ラベル交付枚数は957,940枚で前年度より167,600枚減少しており、当協会の経営状況も今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところあります。

平成28年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施するとともに、新たに「優良点検事業所認定制度」をスタートさせました。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

点検済表示登録会員数

区分	平成27年3月末会員数	平成28年3月末会員数
1号表示会員	255	252
2号表示会員	12	12
合 計	267	264

— 消火器用 —



— 消火器以外の設備用 —



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成28年7月末現在 敬称略)

職名	氏名	所屬	役職
委員長	石渡英幸	川崎市消防局	査察課長
副委員長	八劔猛	横浜市消防局	査察課長
△	鈴木伸一	相模原市消防局	参事兼予防課長
委員	田中晃	横須賀市消防局	予防課長
△	西山茂	藤沢市消防局	査察指導課長
△	山崎伸一	平塚市消防本部	予防課長
△	高木守	鎌倉市消防本部	予防課長
△	小池和宏	小田原市消防本部	予防課長
△	牛窪誠一郎	茅ヶ崎市消防本部	予防課長
△	行谷英雄	逗子市消防本部	消防予防課長
△	石渡博	三浦市消防本部	予防課長
△	和田俊幸	厚木市消防本部	予防課長
△	竹内洋	大和市消防本部	予防課長
△	諸星和実	泰野市消防本部	参事兼予防課長
△	山口剛	伊勢原市消防本部	予防課長
△	江成正美	座間市消防本部	予防課長
△	下嶋重光	海老名市消防本部	予防課長
△	三村茂美	綾瀬市消防本部	参事兼予防課長
△	池田要	大磯町消防本部	消防総務課長
△	尾崎一平	葉山町消防本部	予防課長
△	菅沼安幸	湯河原町消防本部	警防課長
△	落合靖	箱根町消防本部	消防総務課長
△	飯塚真也	寒川町消防本部	予防課長
△	高橋邦治	二宮町消防本部	消防課長
△	石川省吾	愛川町消防本部	消防課長
△	池田雅晴	JFEスチール(株)東日本製鉄所	環境・防災部長
△	岩田亮一	能美防災(株)横浜支社	CSサービス課長
△	増田昭一	モリタ宮田工業(株)首都圏機器営業部	営業部長
△	清水廣司	(株)清水商工	代表取締役
△	石田正	(株)アトラス	代表取締役
△	竹洞勉	(株)東弘商會	代表取締役
△	木内忠	共栄防災設備(株)	代表取締役
△	一宮英雄	東京消設(株)	代表取締役
△	山田恵介	神奈川防災(株)	代表取締役
△	溝呂木義人	(一財)神奈川消防設備安全協会	常務理事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証	防火優良認定証
防災基準点検済証	防災優良認定証
防火・防災基準点検済証	防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時にい、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー**●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証**

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）	価格
防火基準点検済証	A=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【1】	3,240円
	B 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,400円
	B 2=B 1の額縁不要のもの	【3】	3,670円
	N=壁貼付式	【4】	1,540円
防火優良認定証	L=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	M 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	M 2=M 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
	I=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
防災基準点検済証	J 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	J 2=J 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
	O=壁掛け式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	P 1=壁掛け式（額縁込）	【2】	5,860円
防火・防災基準点検済証	P 2=P 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
	Q=壁掛け式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	R 1=壁掛け式（額縁込）	【2】	5,860円
	R 2=R 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災優良認定証	X=壁掛け式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	Y 1=壁掛け式（額縁込）	【2】	5,860円
	Y 2=Y 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
	H=A用	【6】	820円

備考

1. サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
2. 材質：表面＝透明アクリル、背面＝塩化ビニール（N＝透明塩化ビニール）
3. 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
4. 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
5. B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
6. B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
7. 壁掛け式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
8. A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
9. H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAXにてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・ 様式1+別紙1+必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・ 様式1+別紙1+必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・ 様式2+別紙2+必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・ 様式2+別紙2+必要書類

納期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会から請求書を送付します。

送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページよりダウンロードしてください。

URL：<http://www.02-ksk.or.jp>

—2016年度全国統一防火標語—



〈平成28年1月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 項
消防予第20号	1月25日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
消防予第25号	1月29日	消防庁予防課長	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の公布について
事務連絡	2月4日	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について
消防予第48号	2月23日	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について
消防予第49号	2月24日	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について
消防予第51号	2月26日	消防庁予防課長	配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件等の公布について
消防危第28号	3月1日	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について
事務連絡	3月14日	消防庁予防課	「アーケードの取扱について」の位置づけ等について
事務連絡	3月18日	消防庁予防課	「感震ブレーカーの普及に向けた取組状況」の公表について
消防予第88号	3月28日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件等の公布について
消防予第99号	3月31日	消防庁予防課長	避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について
消防予第104号	3月31日	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について
事務連絡	5月17日	消防庁予防課	学校施設における避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について
消防予第186号	6月3日	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防予第211号	6月17日	消防庁予防課長	樹脂製消火器の不具合（破裂事故）に係る注意喚起について

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者				
送り先	住所	〒		
	会社名	TEL		
	担当者	FAX		

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消防設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
一般参考図書					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
8020	防災英和和英用語集		4,190		
合計			部		

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971 普通預金 : 0093790

口座名義 : (一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

○平成28年度消防用設備等セミナー開催のお知らせ

日 時 平成28年11月18日（金） 13時30分から
場 所 かながわ労働プラザ 3F 多目的ホール
内 容 「最近における予防行政の動向」を消防庁予防課職員から、また、「パッケージ型自動消火設備の技術情報や施工についての注意点等」をモリタ宮田工業株式会社の担当者から、それぞれご講演いただくこととしています。

募集対象 当協会の会員等及び神奈川県内の消防機関職員です。

詳細は、決定次第改めてお知らせいたします。皆様、奮ってご参加ください。

○消防設備士講習会について

平成28年度消防設備士講習会の受付期間は、8月末日までとしていましたが、定員に達していない会場については、9月30日（金）まで継続して受け付けております。

空き状況については、ホームページで随時ご確認いただくか、直接、当協会までお問い合わせください。

○第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種 平成28年12月 6日～8日 (申請期間)

第2種 平成28年12月 13日～15日 10月11日～31日)

第1種 平成29年 3月 1日～3日 (申請期間)

第2種 平成29年 3月 8日～10日 1月16日～2月3日)

○第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

第1種 平成29年 1月24日 (受付期間)

第2種 平成29年 1月25日 平成28年11月28日～12月9日)

第1種 平成29年 2月 8日 (受付期間)

第2種 平成29年 2月 9日 平成28年12月12日～12月22日)

※平成23年度に免状の交付を受けた方は、今年度中に受講してください。

ご不明な点はお問い合わせください。

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

* 点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

* 保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

* 保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

* 保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

* 防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>